

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 私はこのたび、ごみで汚れる一方の村の二級河川をこのまま放置、傍観していてよいものだろうか。二級河川が汚れば、当然農業用水や小川も汚れます。舟橋村では、二級河川の延長は3キロにも満たないと思われます。財政事情の厳しい折ですが、小自治体だからこそ垣根を取り払ってできる可能性もあるのではと考えて、村長に質問いたします。

日本は四方を海で囲まれ、冬季の雪が解けて川となって流れ、また雨も適当に降り、世界でも類の少ない水資源に恵まれた国で、特に富山県では、川は満々と水をたたえて流れるのは当然だと私たちは小さいころから思っていました。

世界では、最近のオーストラリアの干ばつによる農産物の大凶作や、ミャンマーのサイクロン被害など、地球の異常気象が要因と考えられるものが続発しています。

私たちが平常使っている混合油の草刈機1台のCO₂の排出量は、1,000cc排気量車両の100台分にも相当するCO₂を出すと言われていています。機械での草刈りは環境の保全や水田のカメムシ対策に必要なものと思いましたが、かえって環境を汚染している可能性もあるのではないのでしょうか。農道の草刈りも一考を要すると思いません。

「ごみで汚れた川の気持ちわかりますか」、これは黒部市の女子中学生の書いた標語です。子どもの目で見てもそれほど川は汚れています。今は世界的な水不足で、21世紀は水の時代だと言われます。舟橋村の二級河川は今は満水状態で汚れ状態がよくわかりませんが、ことしの冬季は常願寺川の上流で工事があり、断水状態で水の流れがなかったのも、特に細川では川藻とそれに引っかかったごみの間をわずかの水が申しわけ程度に流れるようなひどいものでした。

川の水は作物の育成、環境にやさしい発電、防火用水、消雪、景観、地下水の保全、水中生物やその他の生物など自然界の保護など、はかり知れない恩恵を我々に与えてくれています。

ごみで特に目につくのが農業資材のナイロンやビニール類で、それらは田畑等にあったものが風などで運ばれてきたもので、同じく農業に携わる者としては故意に捨てられたとは考えたくありません。また、缶ビールの空き缶も多く見られます。どこで飲んで捨てていくのか、飲酒運転にならないのか、人ごとながら気になります。

舟橋に営業所のあるアルペンルートサービスセンターでは、毎日アルペンの観光客

700食分の食器を下水施設のある舟橋のセンターまで運んで処理し、山の環境や河川の保全に努めています。商売とはいえ民間でもそのように配慮努力しています。

二級河川は県が管理監督をしていますが、ごみの始末まではしてくれません。ただ関係地区にはカメムシ対策として草刈実施に年間平米30円程度を補助してくれます。またそれ以外には委託業者が草刈りを実施しています。草刈りや周辺のごみ拾いだけでは、外観はきれいになっても川の底にはごみがたまる一方です。

大きな恵みを与えて村内を休みなく流れる二級河川は預かり物であると考えれば、できる限りクリーンな水で海に返すのが、そこに生活し恩恵を受けている者の責務ではないでしょうか。

村では夏季に村民挙げてのクリーン月間が施行されていますが、二級河川の清掃なくしては、いま一つ「仏をつくって魂を入れず」の気がしてなりません。もし実施するとすれば、ごみを引き上げるのも大変だろうし、選別やストックヤードの必要性もあると思われま

す。現在、村ではJAで農業用廃プラスチックの回収がキロ53円でされており、多くの利用があるそうです。また村には関係ないことだと傍観、放置するのは、私物は大切に

するが公共物はどうでもいいとの考えや、最近の冷酷無残な殺人事件の多発も、自分の人権は大切だが他人の人権は虫けら同然との考えと同一のものではないでしょうか。村の将来を担う子どもたちに与える影響もいかなものかと思います。村長の考えをお尋ねします。終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番嶋田富士夫議員の村内二級河川の清掃についてのご質問にお答えいたします。

村内にはご承知のとおり細川、京坪川、八幡川と二級河川が貫流しております。これらの河川の管理につきましては、嶋田議員ご承知のとおり立山土木事務所が行っているところでありま

す。川の持つ自然環境を考慮しながら定期的にパトロールを行っておりますし、また、川底の土砂が滞留し大雨のときに影響すると判断すれば、護岸に影響しない範囲で適宜に除去されていますし、また、大きな廃棄物があればパトロールの中で撤去しております

現在、八幡川の下流では、護岸の木々が茂ってまいて、見えないというような状態であり、伐採等を検討しているということも伺っている次第であります。

また、富山県では、ふるさと川応援団支援という補助金事業を設けておりまして、この事業は県が管理する河川において、空き缶拾いや清掃などの美化活動、魚の稚魚の放流、あるいは魚釣り大会、また植栽等河川愛護活動をあわせて活動しようとする地域のボランティア団体、自治会、児童会、老人クラブ等に補助率2分の1最大10万円まで補助を行う事業が実施されているところであります。

このたび議員から、河川の清掃についてのご指摘がありました。環境美化への取り組みは、県、村、地域がそれぞれの役割のもと協力していくことが私は一番大切なものと考えておるものであります。

現在村では、7月、8月にクリーン月間を実施しておりますが、これも住民・地域・行政による協働の取り組みであります。

協働型まちづくり実践のためには、地域住民のご理解、ご協力が必要でありますので、県のふるさと川応援団支援事業や村が平成18年度から進めておりますコミュニティ振興交付金制度を利用させていただいて、清掃活動への地域の取り組みも必要であるというふうにも考えております。

また、村もごみ処理費用などの対応を検討しながら、体制の整備を図ってまいりまして、河川環境を高めるといことは行政としては絶対的な役目でございますので、今後とも怠らず、環境美化への取り組みも十分心がけてまいりたいと思っておりますので、どうか議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。